

●県内指定医療機関への派遣の算入に関する Q&A (R5.12月)

質問	回答
①現在までの全ての SEED の医師が対象になるか。	義務履行中の全ての SEED 医師が対象となる。但し、対象期間は制度改正後の令和 5 年度以降が対象となる。
②「雇用元の派遣」の定義は何か。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例えば、「兼業届が必要な助教以上と、届不要な医員」「医局が斡旋した兼業と自分で探した兼業」などで、対象の可否の違いはあるのか。 </div>	兼業届の有無等にかかわらず、雇用元が許可・把握している派遣を「雇用元の派遣」とする。
③「主に雇用する医療機関」とは、大学病院など派遣元と考えてよいか。	お見込みのとおり。
④当直は算定できないのか。	当直・日直は対象外とする。 また、医師が独自に行うアルバイトも対象外。
⑤当直・日直は対象外ということだが、当直・日直中の時間外勤務となる診療時間も対象外か。	対象外とする。
⑥派遣先の勤務が平日でなく土曜日の場合も算定できるか。	それが日勤の診療業務（日当直ではないこと）であれば算定できる。
(1) 平日 5 日を派遣元で診療し、土曜日に派遣先で診療した場合の、算定計算はどうか。	派遣先での勤務が週 1 日であれば 1/5 の算定。 派遣先での勤務が週 2 日以上であれば 2/5 の算定とする。
(2) 上記 (1) では、週の勤務が 6 日となる。その場合も 1/5 か。	派遣先 1/5、派遣元 4/5 となる。 合計して 5/5 を超過することはない。 (つまり年間の合計が 1 を超えることはない) なお、当該制度は希望による届出なので、派遣元での割合を減らしたくない場合は、制度を活用しないという選択となると思われる。
(3) 週に 4 日 (8 時間×4 日=32 時間) 勤務しており、その内の 1 日を地域へ派遣されている場合の算定はどうか。	現在、年間 1 を算定するにあたり、週 32 時間以上勤務している者であれば 100% (年間 1) としている。そのため、週 32 時間以上勤務している者ならば、分母は「5」、分子は「派遣される日数」となる。→つまり、1/5 となる。

⑦週3日の派遣は3/5の算定となるか。	週2日以上派遣は2/5の算入割合とする。
⑧月1日の派遣も算定されるか。	月4日未満の派遣は算定しない。ただし、複数の医療機関へ派遣され、合計月4日以上勤務日があれば算定する。 また、月4日以上8日未満の派遣は1/5の算定とする。
⑨診療日の前後に移動だけする日は算定されるか。	「移動だけの日」は算定しない。
⑩午前は高知市で勤務、午後は地域で勤務した場合、どちらの期間で算定するかは誰が決めるのか。	医師本人から地域算定の届出があれば、地域での勤務とする。
⑪算入割合などは県が評価算定するのか。	医師からの届出をもとに、県にて算定を確認する。
⑫届出とその年度の実績との突合はどうするか。	届出は、実績となる内容を年度末までに提出していただくこととする。届出内容に誤りや修正があった場合は再提出をしていただくこととなる。なお、年度当初の計画に係る届出は不要とする。 (その年度内に届出を提出いただき、翌年度の定期面談時にご本人にお示しすることを想定。)
⑬複数年度をまとめて算定することは可能か。	算定は単年度毎とする。
⑭実際に地域に赴くことができなかった日が発生した場合は算定から除くのか。 (例) 急病・所用等で代診してもらった日 天候や災害等で休診となった日 土砂崩れ等で赴けなかった日 など	他律的な事象(地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故、遅延、運行停止等)による出勤困難は、勤務したものと見なし、算定する。 本人の休暇取得日(年次有給休暇等)についても基本的に除算しないが、勤務の実態によっては除算する場合がある。制度の趣旨に鑑み、派遣勤務日の休暇取得は必要最低限にとどめること。
⑮算定対象となる指定医療機関とはどの医療機関か。	別紙「償還免除の対象となる医療機関」を参照。 高知市・南国市を除いた地域にある病院及び診療所のうち、(1)～(6)のいずれかに該当する医療機関。

<p>⑩別紙「償還免除の対象となる医療機関」一覧注釈に「(4) 専門研修プログラム参加施設及び(5) 学会認定参加施設に該当する医療機関は診療科によって異なる」とある。算定を希望する医療機関は(4)または(5)に該当するが、算定を希望する診療科は(4)及び(5)のいずれにも該当しない場合は算定対象となるか。</p>	<p>一覧にある医療機関のうち、(1)～(6)のいずれかに該当していれば、診療科を問わず算定対象となる。</p>
<p>⑪郡部から高知市・南国市の医療機関へ外勤をした場合は郡部勤務算定分から除かれるか。</p>	<p>除かれない。当該制度は高知市・南国市から郡部の医療機関へ派遣を算定する制度である。</p>

＊償還免除の対象となる医療機関（下記のほか、公立診療所が対象となります）

※専門研修プログラム参加施設及び学会認定参加施設に該当する医療機関は診療科によって異なります。

R5.5.1(病床数はR5.1.31) 現在

医療圏	施設名	一般病床	病床数(計)	高知市・南国市除く						高知市・南国市						
				① 初期臨床研修病院	②-1					②-2				②-3		
					(1) 公立病院	(2) 許可病床1000床以上、うち60%以上	(3) 分統を取り扱う医療機関	(4) 専門研修プログラム参加	(5) 学会認定研修施設	(6) 準ずる医療機関(1)~(5)に	(1) 分統を取り扱う医療機関	(2) 血液内科の診療を行う医療機関	(3) 心臓血管外科の診療を行う医療機関	(4) 放射線治療を行う医療機関	(1) 専門研修プログラム参加	(2) 学会認定研修施設
安芸	高知県立あき総合病院	175	270	○	○	○	○	○								
	田野病院	103	103		○		○	○								
	芸西病院		219					○	○							
中央(高知市・南国市)	愛宕病院(新松田会)	275	424												○	○
	いずみの病院(医療法人防治会)	190	238												○	○
	海辺の杜ホスピタル(医療法人精華園)		368												○	○
	国吉病院(医療法人三和会)	69	106												○	○
	高知鏡川病院(医療法人武田会)		271												○	○
	高知医療センター(高知県・高知市病院企業団立)	548	620	○							○	○	○	○	○	○
	高知生協病院(高知医療生活協同組合)	114	114												○	○
	高知整形・脳外科病院(医療法人伊野部会)	30	102												○	○
	高知赤十字病院	402	402	○							○		○	○	○	○
	高知高須病院(医療法人尚腎会)	63	63													○
	高知ハーモニー・ホスピタル(医療法人杏林会)		133													○
	高知病院(医療法人野並会)	26	124												○	○
	高知病院(独立行政法人国立病院機構)	402	424	○							○			○	○	○
	高知西病院(独立行政法人地域医療機能推進機構)	154	154												○	○
	島津病院(医療法人仁栄会)	69	69												○	○
	島本病院(医療法人島本慈愛会)		120												○	○
	竹下病院(特定医療法人竹下会)	76	76												○	○
	田中整形外科病院(医療法人瑞洋会)	90	90												○	○
	近森病院(社会医療法人近森会)	452	512	○									○		○	○
	近森リハビリテーション病院(社会医療法人近森会)		180												○	○
	近森オルソリハビリテーション病院(社会医療法人近森会)	44	100												○	○
	土佐病院(医療法人須藤会)		174												○	○
	因南病院(特定医療法人久会)	125	125												○	○
	永井病院(医療法人永島会)		40													○
	藤戸病院(医療法人おくら会)		80												○	○
	細木病院(社会医療法人仁生会)	162	456	○											○	○
	町田病院(医療法人且龍会)	60	60												○	○
	海里マリン病院(医療法人緑風会)	76	76												○	○
	もみのき病院(医療法人治久会)	60	60												○	○
	あおぞら診療所(医療法人財団千葉健愛会)														○	○
	植田医院(医療法人穂仁会)	19	19												○	○
	浅井産婦人科・内科	17	17								○					
	内田脳神経外科	19	19												○	
	国見産婦人科	19	19								○					
高知ファミリークリニック	19	19								○				○		
やまかわ乳腺クリニック(医療法人乳和会)															○	
けら小児科アレルギー科															○	
高知県療育福祉センター															○	
高知大学医学部附属病院	583	613	○							○	○	○	○	○	○	
JA高知病院	178	178								○				○	○	
南国病院	102	162												○	○	
中央(その他)	白菊園病院(医療法人白菊会)	47	187													
	土佐市民病院(土佐市立)	150	150		○	○		○	○							
	野市中央病院(医療法人公世会)	91	171						○							
	鈴木内科(医療法人みどり会)														○	
	同仁病院(医療法人同仁会)		252												○	
	佐野内科リハビリテーションクリニック(医療法人佐野会)														○	
	早明浦病院(医療法人十全会)		50												○	
	嶺北中央病院(本山町立国民健康保険)	55	99		○			○								
	仁淀病院(いの町立国民健康保険)	60	100		○	○		○	○							
	高北国民健康保険病院(佐川町立)	56	98		○			○	○							
	清和病院(医療法人青雲会)	30	354						○	○						
北島病院(医療法人社団若鮎)	50	50						○								
日高クリニック														○		
高幡	一陽病院(医療法人南江会)		218													
	高陵病院(医療法人須崎会)	40	129													
	須崎くろしお病院(医療法人さつき会)	116	158			○			○							
	くぼかわ病院(医療法人川村会)	138	172			○			○							
	栲原病院(栲原町立国民健康保険)	30	30		○				○							
幡多	四万十市立市民病院(四万十市国民健康保険)	99	99		○				○							
	竹本病院(医療法人創治)	81	131			○										
	渡川病院(医療法人一案会)		180						○	○						
	大井田病院(特定医療法人長生会)	50	50						○							
	幡多けんみん病院(高知県立)	291	322	○	○	○	○	○	○							
	渭南病院(医療法人聖真会)	50	105						○							
	大月病院(大月町国民健康保険)	25	25		○				○							
菊地産婦人科医院	16	16						○								